

# 岐阜市科学館電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 岐阜市科学館で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市本荘 3456 番地 41
- (3) 供給建物 岐阜市科学館
- (4) 業種及び用途 官公庁（博物館）

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等
  - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし
  - イ 標準電圧 6, 600V
  - ウ 標準周波数 60Hz
  - エ 非常用自家発電設備 60 kVA 系統連系なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
  - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間  
令和 3 年 3 月の検針日から令和 4 年 3 月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
  - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
  - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
  - ウ 検針日 08 日程 午前 0 : 00
- (5) 需給地点及び責任分界点  
岐阜市科学館の構内引込第 1 柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
  - ア 1 月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
  - イ 基本料金 = 基本料金契約単価 × 契約電力 × (185% - 力率)  
(※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く)
  - ウ 電力量料金 = 電力量料金契約単価 × 使用電力量 + 燃料費調整単価 × 使用電力量
  - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量
  - オ 毎月の電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
  - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ク 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - ケ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
  - コ 料金その他の計算における合計金額については、1 円とし、1 円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（１）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市科学館へ送付すること。（WEBによる対応は不可）

ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

中部電力ミライズ㈱（新電力への切替え履歴なし）

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

## 予定使用電力量等

供給年月		使用電力量(kWh)			
		平日 (その他季)	平日 (夏季)	休日	合計
令和3年	3月	13,300		7,800	21,100
令和3年	4月	13,800		7,700	21,500
令和3年	5月	6,100		7,500	13,600
令和3年	6月	11,900		6,800	18,700
令和3年	7月		17,700	10,900	28,600
令和3年	8月		30,600	15,700	46,300
令和3年	9月		32,200	16,000	48,200
令和3年	10月	18,000		16,200	34,200
令和3年	11月	11,800		8,200	20,000
令和3年	12月	10,100		6,000	16,100
令和4年	1月	12,300		9,300	21,600
令和4年	2月	15,200		8,800	24,000
合計		112,500	80,500	120,900	313,900

※ 予定契約電力は、200kW とする。

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 休日とは、土曜、日曜、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいう。平日とは、休日以外の日とする。